

## 【資料1】

# 令和6年度第2回大崎市環境審議会

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー  
発電設備設置事業との調和に関する条例  
の一部改正について

# パブリックコメントについて

## 大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例改正案(素案)への意見募集

○実施期間 令和6年9月4日(水)～同月24日(火)

○意見等の提出状況 意見等提出者数:4人, 意見等件数:7件

No.	項目	意見等の概要	意見等に対する本市の考え方
1	事業者の責務(第5条)	事業廃止時の適正な回復だけでなく、事業開始時に立木の伐採を行った場合、復元や同等量の植樹するよう定めてほしい。場所の確保が難しい場合は、街路樹を植樹をして「街いぐね」を作り、涼しく緑の多い街づくりをする。	ご提言として承ります。なお、1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール)の面積を超えて森林を開発する場合には、森林法に基づく林地開発許可が必要となり、残置し又は造成する森林又は緑地である残置森林等に関する基準が適用されます。
2	適用を受ける事業(第7条)	運転開始後(運転中)の地熱発電所において、既存井の代替として新たな生産井の掘削を行う場合で、許可出力の増加(使用する蒸気量の増加)がない場合は、対象事業から除外されるケースと理解してよいでしょうか。	新たに温泉法の掘削許可を要する行為については、対象事業とするものです。なお、当該行為の事前協議等にあたっては、過度の負担とならないよう規則において届出書類の省略等について検討します。

No.	項目	意見等の概要	意見等に対する本市の考え方
3	事前協議等 (第10条関係)	事業者が他法令等に基づき適切な地元合意形成を図っていると判断される場合(例えば、環境省通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」に基づき地域協議会を実施している、関係源泉所有者を対象とした説明会を実施している等)は、その対応をもって説明会とみなすことができる規定となるよう検討いただきたく存じます。	協議会等の設立により、地域関係者への説明や合意形成の場が確保されると認められる場合には、実質的に条例の趣旨に基づくものとして取り扱うことを規則において検討します。
4	事前協議等 (第10条関係)	住民説明会で、住民の同意を得ることを明記すること。 そして、その流れをフローチャートで、分かりやすく明記すること。 その住民の範囲が、曖昧なので、その所に、掘削によって、生活や商業活動に影響が及ぶと思われる住民も説明会に参加してもいいと思います。	(前段)住民の同意については、事業者の財産権との関係上、慎重に検討を要するものと考えます。なお、条例第10条第5項において、対象住民等から事業者に対し意見を申し出ることができること、及び同条第7項において、事業者への説明努力を規定しています。  (中段)手続きのフローチャートについて、ガイドラインに盛り込む等の対応を検討します。  (後段)規則において、地熱発電の特性を考慮した、説明会の対象範囲について検討します。

No.	項目	意見等の概要	意見等に対する本市の考え方
5	保証金の預入及び質権設定等(第14条関係)	<p>保証金の預入及び質権設定に関して、改正条例第14条第1項第1号及び第2号に加えて、再エネ特措法第9条第4項の認定要件と同等の要件を満たす事業(以下、「準ずる事業」という。)についても、対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>その理由は、準ずる事業は、資源エネルギー庁が定める廃棄費用積立ガイドラインに示されているとおり、資金確保の蓋然性について、専門的知識を有する第三者により担保することが可能だからです。</p> <p>この枠組みを設けることにより、廃棄費用等が確保できないという懸念を払拭することと、民間事業者による発電事業実施を著しく妨げないことの両立を図ることが可能になると考えます。</p>	<p>再エネ特措法に基づく廃棄等費用の積立と、同等の資金確保及びその用途が担保されている場合には、改正条例第14条第1項第3号「その他市長が認める事由がある場合」の適用が可能と考えます。</p>

※ほか2件は、条例改正に直接関与しない意見(今後導入すべき再生可能エネルギー等に関する意見)のため、記載省略。

**【結果】** パブリックコメント等を受けての**条例改正(素案)の修正はなし**。  
 文言等の精査を行い、条例改正(案)として手続きを行います。

# 大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案（概要）

## 経緯と目的

令和3年3月に制定した「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」により、自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの推進が図られています。

しかしながら、地熱発電については、事業化の可能性を探る地下資源調査の段階にあっては、現行条例の適用が及ばないことから、近隣関係者への説明が不十分のまま事業計画が進められる可能性がある点を指摘されています。

このことから、地熱発電事業の特性に対応した手続を定め、地熱資源の保護及び持続可能な活用を図り、近隣関係者の理解のもとで、地域の産業振興に資する再生可能エネルギーの導入が促進されるよう条例整備を行うものです。

## 条例整備のポイント

- ◆新たな掘削、掘り替え、増掘により地熱発電を行う事業を対象
- ◆事業者は、住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に努めること、地域内で現在湧出している源泉所有者の意向を踏まえたモニタリングに努めること、設備及び事業区域の適正な管理と廃棄物の適正な処理、事業を廃止するときは、土地を適正に回復することを義務化
- ◆届出(事前協議・住民説明)のタイミングを細分化
  - ①資源調査段階
  - ②温泉法の許可に基づく掘削等の段階
  - ③発電設備設置工事の段階
- ◆賠償保険等への加入義務と事故発生時の措置等を明記
- ◆廃棄等費用の積立等を義務化

## ◆改正の内容(案)

### 目的(第1条)

大崎市には観光産業を支える貴重な温泉源があることから、地熱資源が地域の重要な共有資源であるという認識の下、市内の地熱資源を保護するとともに、地熱資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 定義(第2条)

【条例で使用する用語の定義を整理】

- ◆事業(当該事業のために行われている調査を含む。)
- ◆特定事業(発電出力が50キロワット以上の事業(屋根置きソーラーパネル等を除く。))

### 関係者の責務(第4条～第6条)

【市】◆条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

【事業者】◆関係法令及び本条例を遵守すること。

- ◆大崎市の自然環境等の保全や安全安心な生活への配慮と住民等との良好な関係保持、地域振興に寄与するよう努めること。
- ◆設備及び事業区域の適正な管理をしなければならない。
- ◆事業に伴う廃棄物処理の適正な処理と土地を適正に回復しなければならない。
- ◆計画的に資金を積み立てる等の方法により、廃棄等費用に充てる資金を確保しなければならない。

【市民】◆市の施策及び本条例に定める手続きに協力するよう努めること。

## 適用を受ける事業(第7条)

- ◆発電出力10キロワット以上の事業。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ①屋根、壁面又は屋上に設置する太陽発電事業
  - ②個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する太陽光発電事業
  - ③既存井を利用した地熱発電事業で、事業実施前後において温泉の湧出量に変化を生じない事業

## 地熱発電事業の届出・事前協議等(第11条～第13条)【新設】

### 【モニタリングの実施】(第11条)

- ◆地熱発電事業を実施しようとする事業者は、事業区域の周辺で湧出している源泉の所有者の意向を確認し必要に応じて既存源泉等の状況を確認するためのモニタリングの実施に努めなければならない。
- ◆温泉の湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、必要な措置を講じなければならない。

### 【届出】(第12条)

- ◆地熱発電事業において、次の行為を行おうとするときは、計画を市長へ届け出なければならない。
  - ①地熱資源賦存状況調査を行うとき(既存資料調査及び既存井の調査を除く。)
  - ②温泉法第3条(掘削)又は第11条(増掘等)の許可に基づく掘削等を行うとき
  - ③発電設備の設置工事を行うとき
- ◆計画を変更する場合、中止、廃止する場合も届け出なければならない。

### 【事前協議】(第13条(第10条準用))

- ◆各届出をするとき、着手する90日前に市へ事前協議しなければならない。

### 【住民等への説明】(第13条(第10条準用))

- ◆事業者は協議の前に、住民等のうち規則で定めるものへ事業計画に関する説明会を開催しなければならない。(変更も同じ。)
- ◆住民等は、事業計画について意見を申出ることができる。
- ◆事業者は、意見の申出があった場合、住民等と協議しなければならない。
- ◆事業者は、住民等の理解が得られるよう努める。

## 保証金の預入及び質権設定等(第14条)【新設】

- ◆事業者は、特定事業を行うときは、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、廃棄等費用の積立計画に基づき当該事業に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければならない。  
(FIT・FIP制度による積立を実施している場合等を除く。)
- ◆事業者は、保証金を預入したときは、当該保証金に係る預金債権について、市と質権設定契約を締結するとともに、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- ◆市は、当該質権設定契約をした旨及び当該保証金の額を公表する。

## 保証金の使途(第15条)【新設】

- ◆市長は、事業者が命令を受けたにもかかわらず、措置を講じなかったことにより、自然環境等の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法に基づき市が講じた措置に要する費用のうち、廃棄等費用に該当するものに保証金を充てることができる。

## 質権設定契約の解除等(第16条)【新設】

- ◆市長は、次に掲げる場合は、質権設定契約を解除するものとする。
  - ①特定事業に該当しなくなったとき
  - ②地位継承による新たな契約を締結したとき
  - ②発電事業の廃止による解体が完了したとき
- ◆事業者は、次に掲げる場合は、保証金の額の減少を市に申し入れることができる。
  - ①解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき
  - ②事業計画の変更により保証金の額が減少するとき

## 損害賠償保険等への加入(第17条)【新設】

- ◆事業者は、特定事業の実施に当たっては、損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

## 事故発生時の措置等(第19条)【新設】

- ◆事業者は、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- ◆事業者は、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画書を作成し、市長に報告しなければならない。

## 助言、指導又は勧告、命令、公表(第21条・第22条【新設】・第23条)

### 【助言、指導又は勧告】(第21条)

- ◆市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言又は指導を行うことができる。
- ◆市長は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

### 【命令】(第22条)

- ◆市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 【公表】(第23条)

- ◆市長は、正当な理由なく命令に従わないときは事業者の氏名等を公表することができる。
- ◆公表するときは、事業者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- ◆市長は、公表しようとするときは、大崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。

## 附則(経過措置)

- ◆施行日前に着手した事業については、適用しない。

# 手続き等の流れ

	資源調査			温泉法許可に基づく掘削等			
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明(合意形成)</li> <li>↓</li> <li>・事前協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施(着手届, 完了届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明(合意形成)</li> <li>↓</li> <li>・事前協議(※県申請書写し+説明会報告書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(許可後)</li> <li>・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削等施工(着手届, 完了届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴気試験等(着手届, 完了届)</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言, 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言, 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>

条例整備後の適用範囲

	発電設備工事				保証金	(変更)			(事故等発生時)		(廃止)
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明(合意形成)</li> <li>↓</li> <li>・事前協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工(着手届, 完了届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償保険加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入</li> <li>・質権設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明(合意形成)</li> <li>・事前協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の内容で施工(着手届, 完了届)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止等計画報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止届</li> <li>・適正な回復</li> <li>・質権解除</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言, 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約</li> <li>・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言, 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認</li> <li>・指導等</li> </ul>

現行条例の適用範囲

条例整備後の適用範囲

## 説明会の対象範囲(対象住民等) ※規則改正(案)

### ◆大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

再生可能エネルギー源	地熱発電(新設)	風力発電		地熱・風力発電以外	
発電出力 (高圧・低圧で区分)	※区分なし	50キロワット以上	50キロワット未満	50キロワット以上	50キロワット未満
説明対象の住民等	事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境等や既存源泉に一定の影響を及ぼす可能性を有する区域の住民等	事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を及ぼす可能性を有する区域の住民等 (※地熱発電と表現統一)	事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等 (※再エネ特措法を踏まえ見直し)	事業区域の行政区及び当該行政区に隣接する行政区の住民等並びに事業区域の境界から外側300メートル以内の区域の住民等 (※再エネ特措法を踏まえ見直し)	事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等 (※再エネ特措法を踏まえ見直し)

#### 【参考:再エネ特措法における住民説明会の範囲】

- 低圧(50Kw未満) : 発電所の敷地境界から100m以内
- 高圧・特別高圧(50Kw以上) : 発電所の敷地境界から300m以内
- 法アセス(第一種事業)対象事業 : 発電所の敷地境界から1Km以内

※なお、協議会等の設立により、上記対象範囲を含む地域関係者への説明や合意形成の場が確保されている場合には、説明会の開催に代えることができることを規則改正にて対応する予定

## 施行までのスケジュール

予定年月日	内容
令和6年 9月 4日	パブリックコメント(9月24日終了)
令和6年 9月12日	住民説明会(鳴子公民館:参加者3人)
令和6年10月10日	部内会議
令和6年10月17日	政策調整会議
令和6年10月28日	環境審議会
令和6年11月 1日	庁議
令和6年11月中旬	例規審議委員会
令和6年11月26日	総務常任委員会
令和6年12月	議会議員全員協議会
令和6年12月	議案提出・議決後公布
令和7年 4月 1日	施行